

## 秋田県告示第92号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成29年2月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日  
平成29年2月20日
  - (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
ハイテクウッド販売東北株式会社  
山本郡三種町鵜川字八幡台126番地  
代表取締役 竹内 成豊  
秋田県知事許可（般-25）第81246号
  - (3) 処分の内容  
建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実  
平成29年2月1日付けで建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日  
平成29年2月20日
  - (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社金子建設工業  
山本郡三種町大口字中鹿11番地の4  
代表取締役 金子 裕樹  
秋田県知事許可（般-27）第9986号
  - (3) 処分の内容  
石工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実  
平成29年2月15日付けで石工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。